

**Q** 健康保険証とは？

**A** 健康保険に加入していることを示す証明書です。病気やケガで医療機関を受診する際、窓口で健康保険証を提示すれば、自己負担分のみで必要な医療が受けられます。

**Q** 健康保険証を提示した場合の自己負担は？

**A** 医療費(10割)に対して、自己負担は3割※になります。なお、残りの7割は健保負担(医療機関の請求により支払い)しています。  
※70歳以上の方の自己負担割合は、所得の状況などにより、2割または3割。70歳以上の方については、負担割合を健康保険証に記載しております。

**【負担割合が3割の場合】**



**Q** 健康保険証の有効期限はいつまでですか？

**A** 健保の加入要件を満たさなくなった日(就職などにより他制度に加入、後期高齢者医療制度に該当したときなど)が資格喪失日になりますので、資格喪失日の前日までが有効期限となります。

**Q** 家族が就職、結婚、収入基準超過等により健保の被扶養者でなくなる場合、健康保険証を健保に返却する必要がありますか？

**A** 被扶養者でなくなる方の被扶養者削除届に添付してご返却いただく必要があります。  
なお、一般被保険者の方と任継・特退被保険者の方で送付先が異なります。

**送付先** 一般被保険者の方 → お勤めの事業所(健保担当部署)宛  
任継・特退被保険者の方 → 加入している健保本・支部宛

お問い合わせ先 本部 03-4554-3020 茨城支部 0294-55-7489

健康保険 Q&A

お問い合わせが多い内容をシリーズでお届けします。



4月中旬  
公開予定

Webで  
かんたん  
手続き

# 申請サポートシステムをご利用いただけます！

ここが便利！

- 入力内容をシステムがチェック→記入もれなどを防ぐことができます
- 申請状況が「見える」→申請の処理状況を確認することができます

利用できる方

被保険者で日立グループ認証基盤 ID または日立健保認証 ID をお持ちの方

- ※ 任継・特退被保険者の方は、限度額適用認定申請のみ利用することができます。
- ※ ご家族の方は利用できません。

申請メニュー

- ①資格取得証明書発行願
- ②被扶養者資格喪失証明書発行願
- ③限度額適用認定申請書(70歳未満対象)



※画面は開発中のもので、実際の公開ページとは異なる場合があります。

## 申請サポートシステム

ご利用にあたって

- (1)任継・特退被保険者の方は、限度額適用認定申請のみ利用することができます。
- (2)下記メニュー以外の申請につきましては、従来どおり申請書を紙で出力し、提出してください。

紙の申請はこちら

＜申請メニュー＞

事象	申請書	一般	任継・特退	申請状況・履歴
資格の取得に関する証明書が必要なとき	【T-401a】資格取得証明書発行願	申請手続きに進む	-	申請状況を確認する
被扶養者資格の喪失に関する証明書が必要なとき	【T-401b】被扶養者資格喪失証明書発行願	申請手続きに進む	-	※一時保存した申請もこちらからご覧いただけます。
70歳未満の方で、高額医療費の限度額適用認定を受けるとき	【K-601】限度額適用認定申請書	申請手続きに進む	-	

上記以外の申請についても、今後、本システムが利用できるよう進めてまいります(2016年1月予定)。

閉じる